

2016年3月4日

Japan tax alert

EY税理士法人

欧州における日本企業 グループの国別報告書 (CbCR)

英国がEUのCbCR指令案 公表後に新規則を制定

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

概要

2016年2月26日に、英国は国別報告書(Country-by-Country Reporting、CbCR)に係る新規則を制定しました。本規則は、2016年1月1日以後に開始する会計年度から適用されるため、2016年1月1日から2016年3月31日までの間に開始する会計年度を有する日本企業にとっては、国別報告書の提出期限が日本よりも前倒しとなる英国税法上の規定が英国で適用されることとなります。EUの国別報告書に関する指令が採択されると、EU加盟国は国内法を指令に沿って制定又は改正しなければなりません。各国の国内法に個別にどのような影響を与えるかはまだ明確になっておりません。英国に続いて、他のEU加盟国においても国内法制化が行われていく可能性があり、各国の規則がそれぞれ日本の多国籍企業にどのように適用されるかを考慮する必要があります。

背景

OECDの税源浸食と利益移転(BEPS)プログラムは、多国籍企業の所得、資本、従業員及び納税額に関する場所(国別)の情報に関して、大企業の税務上の透明性を高めることを主要な目標としています。今後、こうした情報は当該企業の租税管轄国の税務当局に報告され、情報交換協定を締結している国の税務当局との間で当該情報が共有されることとなります。

2015年10月に公表された行動13の最終報告書は、こうした情報開示の枠組みをかなり詳細に説明しており、透明性の原則と開示の詳細が定められております。これらの規則の導入に関しては、各国がこの規則を国内税法にどう組み込むかを示しつつあり、また、EUが透明性に関する指令の草案を公表しており、さらに、31カ国が署名した多国間の自動情報交換協定を含めて、各国間で情報交換協定の締結が進められているのが現状です。こうした同時的な変革は、報告の時期、要求される情報、及び分析や報告が重複する可能性などに関して、緊張関係を生み出しています。

日本は行動13の国別報告書に関する規則を制定しており、2016年4月1日以後に開始する会計年度が適用対象とされております。他方、EUと英国の最近の発表によれば、2016年1月1日以後に開始する会計年度について情報の開示が要求されております。このことは、暦年(12月末)決算や1月末決算、2月末決算等の2016年1月1日から2016年3月31日までの間に開始する会計年度を有する日本企業は、これまで想定されていた時期よりも早く、英国や他のEU加盟国において国別報告書の提出義務に直面する可能性があることを意味しています。

英国

2016年2月26日、英国財務省は2016年国別報告規則(以下「同規則」)を公布しました。

同規則によれば、英国を税務上の居住地とする多国籍グループの最終親会社は、連結グループ売上高が7億5,000万ユーロ以上の場合、2016年1月1日以後に開始する会計年度について国別報告書の提出が義務付けられております。

また同規則は、関連する会計期間について以下のいずれかに該当する場合には、「代理親会社(surrogate parent entity)」が、英国を税務上の居住地としない最終親会社の代わりに国別報告書を提出することを認めています。

- (i) グループの最終親会社が、その税務上の居住地国において国別報告書の提出を義務付けられていない場合
- (ii) 英国と最終親会社の租税管轄国との間で情報交換協定が存在していない場合
- (iii) 情報交換協定が導入されていても、それが有効に機能していない場合

適格グループの最終親会社でない英国法人税の納税者は、代理親会社による提出もしくは英国と有効な情報交換協定を締結している国における同等の国別報告書の提出に関して、英国歳入関税庁に通知できない場合、国別報告書の提出(直接国内提出)を要求されることがあります。

直接国内提出の場合、英国企業及びその連結対象(となりうる)子会社に関する情報のみが含まれます。

国別報告書の内容と形式は今後、歳入関税庁長官によって決定されます。不正確な報告又は報告義務の違反に対しては罰則が適用されます。同規則は2016年3月18日に発効します。

したがって、暦年決算、1月末決算および2月末決算の日本企業グループは、それぞれ、2016年12月期決算、2017年1月期決算、2017年2月期決算について英国税務当局に対して国別報告書を提出する追加的な義務を課される可能性があることとなります。この国別報告書には、英国及びその傘下の各国企業に関する情報のみが含まれます。日本でも国別報告書の提出義務が課されることとなるそれ以後の期間については、英国で要求される情報のすべてが日本でも報告されるはずであるため、英国で別個に国別報告書を提出する必要はありません。

結論

英国で事業を行う日本の多国籍企業のすべてが、この新たな英国の規則を考慮に入れるべきです。3月末決算の日本企業は、必要な全情報が日本の税務当局に対して報告されているという理由に基づき、上記規則の適用免除を申請できる可能性があります。他方、暦年決算、1月末決算及び2月末決算の日本企業は、それぞれ、2016年12月期決算、2017年1月期決算、2017年2月期決算については、日本国内よりも早く、英国で国別報告書を提出する義務に直面する可能性があります。

すでに法律として制定されているこの新法令と、国別報告書に関するEU指令案との相互関係は今のところ完全には明確ではなく、同指令の最終的な形式に左右されます。EU指令は加盟国の国内法令に優先することから、日本の企業グループが同指令に基づき(他のEU加盟国で)報告する限り、英国で別個に報告する必要はなくなるかもしれません。この2つの規則の主な相違点は、EU指令は世界全体の情報の報告を要求する可能性が高いのに対し、英国の国別報告書制度は英国企業とその子会社に関する情報のみを要求しているということにあります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160304

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp